

国民健康保険税の税率が変わります

国による医療制度の改革や、現在の経済状況による税収の落ち込み、さらには、医療が高度化したことによる医療費の高騰により、国民健康保険制度を取り巻く環境は日々厳しさを増しております。

中泊町もこの例外ではなく、非常に苦しい国保財政の運営を強いられており、国民健康保険

● 今回の国保税率の変更概要

今回の税率改正の概要及び平成20年度との比較は、次の表のとおりです。

〈平成20年度〉

現行	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
医療分	5.9%	34%	17,400円	28,800円
介護分	1.6%	7.2%	10,800円	7,200円
後期支援分	2.24%	19%	8,700円	9,000円

〈平成21年度〉

改正後	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
医療分(引上げ)	6.4%	34%	20,400円	28,800円
介護分(据置)	1.6%	7.2%	10,800円	7,200円
後期支援分(据置)	2.24%	19%	8,700円	9,000円

〈比較増減〉

	医療分税率		比較
	平成20年度	平成21年度	
所得割	5.9%	6.4%	0.5%
資産割	34%	34%	0%
均等割	17,400円	20,400円	3,000円
平等割	28,800円	28,800円	0円

運営協議会などでこの問題について審議していただいた結果、やむを得ず保険税の税率を引き上げさせていただくことになりました。

町民の皆様には新たなご負担をいただくこととなりますが、なにとぞご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

〈用語の意味〉

所得割…世帯の所得に応じた計算
 資産割…世帯の資産(土地・家屋)に応じた計算
 均等割…世帯の加入数に応じた計算
 平等割…1世帯に平等に割り振った額

たとえば……収入が年金のみの夫婦2人の場合(夫：年金792,100円、妻：年金480,000円)で固定資産税(土地・家屋)が20,000円の場合
 ※この場合、所得が33万円以下のため、保険税が7割軽減(均等割・平等割)されます。

〈平成20年度税率〉

医療分	
所得割	0円
資産割	6,800円
均等割	10,440円
平等割	8,640円
年税額	25,800円

〈平成21年度税率〉

医療分	
所得割	0円
資産割	6,800円
均等割	12,240円
平等割	8,640円
年税額	27,600円

※比較すると27,600円-25,800円=1,800円の増となります。

国民健康保険税の特別徴収について

平成20年10月から国保税特別徴収が開始されましたが、今年度も引き続き特別徴収対象者となる方は、4月、6月、8月は、2月の年金で徴収された金額が仮徴収され、7月に税額が確定したのち、10月以降に差額分を年金支払月(10月、12月、2月)に徴収されることとなります。

なお、平成22年度以降も同様に4月、6月、8月は、2月の年金で徴収された金額が仮徴収され、7月に税額が確定したのち、10月以降に差額分を年金支払月(10月、12月、2月)に徴収されることとなります。

※特別徴収の対象者とは、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上74歳までの「世帯主」で、年額18万円以上の年金を受給している方です。

そのほかの改正点

● 国保税の納期が6期から59期になります

今年度から国保税(普通徴収)の納期が、6期(7月、12月)から9期(7月、3月)になります。

これは、1期あたりの税額を低額にすることで、納付しやすくするための改正です。

● 国保税の介護分の限度額が変更になります

介護分の限度額が9万円から10万円になります。

※詳しくは、町民課国保係までおたずねください。
 ☎57-2111(内線33)

区分	現行	改正後
被保険者	40歳以上 64歳	40歳以上 64歳
限度額	9万円	10万円

川や道路、海、山などへの ごみの不法投棄は絶対にやめましょう

中泊町は、「大地の恵みと海の幸、心一つに希望のまち」を将来像に掲げ、新たなまちづくりに取り組んでいます。また、平成18年12月には「中泊町もつたいない町民運動による循環型まちづくり」条例を制定し、限りある地球資源を守り、環境問題を考え、将来も安全・安心で暮らせるまちづくりを進めるため、町民の皆様のご協力をお願いしているところでです。

しかし、現状はどうでしょうか？



の観光資源をもつ小泊地域の海岸線にも、漂着ごみ以外のごみが見受けられます。

特にこれから夏を迎え、海水浴客で賑わう折腰内海岸や国道339号竜泊ラインには、県内外から多くの観光客が訪れます。ごみが不法投棄され散乱している、町のイメージダウンとなり、訪れた人々に不快感を与えてしまいます。

●川へのごみの不法投棄は、河川法という法律で禁止されています

●走っている車からごみを投げ捨てると、道路交通法違反に

なります

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、

●何人も公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾、その他公共の場所を汚さないようにしなければなりません。(第5条)

●何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。(第16条)

と決められています。

これらに違反した場合は、罰則として懲役若しくは罰金、またはその両方が適用される場合もあります。



町が不法投棄されたごみを撤去する場合は、町民の皆様の貴重な税金が使われることとなります。ごみの不法投棄は絶対やめましょう。

人のつどい

中泊町議会議員に 野上憲幸氏が就任

5月15日(金)に行われた中泊町議会臨時会で、野上祐一氏に代



わり、野上憲幸氏が新しい議長に就任されました。

野上新議長は、旧中里町時代を含め、通算7期議員を務めていました。

野上新議長は就任にあたり、「議長という重責を深く痛感しています。町当局と切磋琢磨することで、より良い「中泊町」建設を目指して努力いたします。」と抱負を述べていました。

教育委員会教育長に 加藤久宜氏を選任

5月18日(月)に行われた教育委員会臨時会で、任期満了の藤田



龍郎教育長に代わり、前副町長の加藤久宜氏が教育長に選任されました。

加藤教育長は、合併時まで小泊村長を通算4期務め、合併後からは、助役・副町長を務めていました。

就任にあたり加藤教育長は、「人づくりは教育であり、地域づくりもまた人づくりであります。この基本理念に基づいて、地域の教育力の向上に努めて参ります。」と述べていました。

第59回 “社会を明るくする運動”

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です。すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。地域に理解と協力の輪を広げましょう。

ふれあいと 対話が築く 明るい社会